

名古屋国際会議場整備運営事業 指定管理年度協定書（案）

名古屋市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、令和●年●月●日に締結した名古屋国際会議場整備運営事業事業契約書（以下「事業契約」という。）第 65 条第 3 項に基づき、次のとおり指定管理年度協定書（以下「本年度協定」という。）を締結する。なお、本年度協定において用いられる用語は、文脈上別異であることが明白である場合を除き、甲と乙の間において令和●年●月●日付で締結された「名古屋国際会議場整備運営事業 事業契約書」（なお、令和●年●月●日付名古屋市議会の議決により同日付で本契約となったものをいい、その後の変更、追加等を含め、以下「本事業契約」という。）で定義されたものと同じの意味を有する。

第 1 条 （期間）

本協定の期間は、令和●年 4 月 1 日から令和●年 3 月 31 日までとする。

第 2 条 （納付金）

基本納付金は、金●円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）を本事業契約別紙 10 に定める方法及び支払い期日までに支払う。

2 変動納付金は、本事業契約第 63 条及び別紙 10 に定めるとおりとし、同別紙 10 に定める方法で算出した額を、同別紙 10 に示す方法及び支払い期日までに支払う。

第 3 条 （精算対象経費）

甲の負担する精算対象経費（修繕及び備品にかかる経費の総額）の限度金額は金●円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、支払い時期は令和●年 4 月とする。

第 4 条 （消費税等の税率の変動に伴う納付金額及び精算対象経費変更の特則）

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正等によって、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等の税率の変動事由が生じた日をもって、相当額を加減したものを納付額及び精算対象経費とする。ただし、国が定める経過措置等が適用される場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

第 5 条 （環境配慮の取組み）

乙は、「名古屋市役所環境行動計画 2030」に基づき、公共交通機関の利用、エコドライブの実践、大気・水環境の保全、廃棄物の発生抑制・資源化、生物多様性の保全、緑化の推進、節水、温室効果ガス排出量削減等の環境配慮の取組みに努めるものとする。

第 6 条 （協議）

本協定に定めのない事項については、事業契約によるものとする。ただし、事業契約に定めがない事項については、甲乙協議の上、書面にてこれを定めるものとする。

第 7 条 （管轄裁判所）

本事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保管する。

令和●年 4 月 1 日

甲 名古屋市代表者
名古屋市長 河村 たかし

乙 ●●
代表企業 株式会社●●
代表取締役社長 ●●